③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ｱ)の技術提案及び②(ｲ)の施工計画並びに②(ｳ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②(ｱ)の技術提案を行わない者は、②(ｲ)(ｳ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②(ｱ)の「プレキャスト樋管の品質確保を図るための施工方法・施工管理方法」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（40点）、良（20点）、可（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（20点）、良（10点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

(3)　(2)②(ｱ)、(ｲ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4)　(2)②(ｱ)については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

(5)　(2)②(ｲ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

4　入札手続等

(1)　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成22年10月19日から平成23年１月21日までの日曜日、土曜日及び祝日並びに年末年始（平成22年12月29日から平成23年１月３日まで）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成22年10月19日から平成23年１月21日までの日曜日、土曜日及び祝日並びに年末年始（平成22年12月29日から平成23年１月３日まで）を除く毎日、９時15分から18時00分までとする。

(3)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成22年10月19日から平成22年11月17日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年10月19日から平成22年11月17日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記４(1)へ持参すること。

(4)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成22年12月21日から平成23年１月21日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年１月21日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成23年１月21日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵便による入札の受領期限は、平成23年１月21日12時00分　郵送先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成23年１月24日午後１時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4)　落札者の決定方法　上記３(1)①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5)　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6)　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。